

1. このQ & Aにおける回答は、あくまでも、法令に関する現時点での一般的な解釈を示すものであり、個別事案に対する法令適用の有無を回答するものではありません。個別事案に対する法令適用の有無は、当該事案における事実関係を前提にし、事案ごとに、法令の趣旨を踏まえて実質的に判断されるものであることに留意する必要があります。また、異なる前提条件（投資者保護の観点から慎重な検討が必要であると考えられる新たな取引手法等を含みます。）が存在する場合や関係法令が変更される場合などには、考え方が異なることもあることに留意する必要があります。
2. このQ & Aにおける回答は、捜査機関の判断や罰則の適用を含めた司法判断を拘束するものではありません。また、将来における金融庁の解釈を保証するものではありません。
3. このQ & Aにおいて取り上げた項目に限らず、一般論として、法令の解釈・適用にあたっては、当該法令の趣旨を踏まえた実質的な解釈・適用がなされるべきであると考えられます。

（問 13）会社法上の株式交付による株券等の取得について公開買付けを行う必要がありますか（法第 27 条の 2 第 1 項関係）。

（答）

会社法上の株式交付により、株式交付親会社が株式交付子会社の株券等を取得する場合は、通常、「株券等の買付け等」に該当し、法第 27 条の 2 第 1 項各号の要件に該当する場合、公開買付けを行う必要があると考えられます。

これに対し、株式交付子会社の株主等が当該株式交付の対価として株式交付親会社の株券等の交付を受ける場合は、通常、「株券等の買付け等」には該当せず、公開買付けを行う必要はないと考えられます。

ただし、例えば、当該株式交付が実質的には株式交付子会社の株主等による当該株式交付の対価である株式交付親会社の株券等の取得を目的とするものと認められる場合等、公開買付規制の趣旨に反すると認められる場合には、この限りではないと考えられます。

（問 49）公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下

限を、当該株券等の種類ごとに定めることはできますか（法第 27 条の 13 第 4 項関係）。

（答）

公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、当該株券等の種類ごとに定めることはできると考えられます。

ただし、公開買付け後における株券等所有割合が3分の2以上となる場合において、手残り株を抱えることになる株主が著しく不安定な地位に置かれることを防止するため、法第 27 条の 13 第 4 項、同項第 2 号及び法第 27 条の 2 第 5 項・令第 8 条第 5 項第 3 号は、応募株券等の一部の買付け等をしないという条件設定を禁止しており、一部の株券等についてのみ買付け等を行わないことを内容とする条件の設定は、いわゆる全部勧誘義務・全部買付義務の趣旨に反し、公開買付規制に抵触するものと考えられます。

例えば、2種類の株券等を発行している会社に対する公開買付けにおいて、一方の種類の株券等についてのみ下限に達しないときに、当該種類の株券等については応募株券等の買付け等を行わないこととしつつ、他方の種類の株券等については応募株券等の買付け等を行うことを内容とする下限の定めは、一部の株券等についてのみ買付け等を行わないことを内容とする条件の設定に該当すると考えられます。そのため、公開買付け後の株券等所有割合が3分の2以上となる場合には、こうした条件の設定は公開買付規制に抵触するものと考えられます。

（問 50）公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を定める場合であって、当該株券のうち、株式の種類ごとに当該上限・下限を定める場合には、公開買付届出書の「買付予定数の下限」及び「買付予定数の上限」には、どのような事項を記載する必要がありますか（法 27 条の 13 第 4 項関係）。

（答）

公開買付者が、公開買付けにおける買付予定の株券等の数の上限・下限を、株式の種類ごとに定める場合には、公開買付届出書の「買付予定数の下限」および「買付予定数の上限」欄には、いわゆる普通株式に換算した株式の数をあわせて記載すべきであると考えられます。